

## 第50回 助成金が支払われる 旅行の旅行代金

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

観光・旅行にまつわる助成事業が全国各地の自治体等で行われています。震災により落ち込んだ旅行需要の早期回復を目的とした「九州ふっこう割」や「とっとりで待つとりますキャンペーン」はじめ、空港利用促進のための助成や健保組合による旅行費補助など。こうした助成制度を利用する旅行で、「旅行代金の表示はどの金額になるのか。」とか「取消料の基準となる金額は。」などの質問が寄せられます。

今回は、これらの疑問を整理する上で考慮すべきポイントについて、考えをまとめてみました。

### 助成金は誰に対して支払われるのか。

まずは、助成事業を行う自治体等の取扱要領を見て、その助成金が誰に対するものなのかを見極めることが肝要と思います。助成対象やお金の流れにより、以下の3つが代表的な例です。

(イ)自治体等が旅行業者に対して助成するもの。旅行業者は助成金を旅行費用や広告経費に充当し、旅行代金を設定します。旅行業者は低廉な旅行代金で販売することを自治体等から期待されています。

(ロ)自治体等が旅行者に対して旅行代金の一部を助成する

もの。旅行者は旅行終了後に、自治体等に対して助成金の申請を行い、自治体等から直接、助成金を受け取ります(キャッシュバック)。

(ハ)自治体等が旅行者に対して旅行代金の一部を助成するものであるが、事務手続きの便宜上、助成金が旅行者を経由するもの。助成金の支払いと旅行代金の請求が同時に行われ、差額のみが請求されるので、実際に旅行者が助成金を手にすることはありません。

さて、(イ)は、旅行業者に対しての助成金なので「旅行代金Ⅱ(旅行費用+助成金)+収益」となる一方で、(ロ)と(ハ)はともに旅行者に対する助成金なので、「旅行代金Ⅱ(旅行費用+収益)」となり、助成金は旅行代金に反映されません。

とりわけ、(ハ)では、助成金が直接、旅行者の手に届かないため、旅行業者が助成を受けていると誤認されがちですが、自治体等が旅行者に旅行代金の一部を助成金として負担するものの、その助成金は旅行業者が旅行者に代わって自治体等から受領して旅行代金に充当しているものです。

### 取消料は旅行代金に対して計算します。

助成金の性格が前述のいずれに該当するのを見極めたところで、冒頭の2つの質問について考えてみます。

まず、旅行代金の表示ですが、自治体等の助成対象となる旅行を新たに企画したとします。(イ)や(ロ)の場合なら旅行代金とお客様が旅行者へ支払う実額が一致しますから「旅行代金〇〇〇円」と書けるでしょう。また、取消料の額の計算についても、取引条件説明書面に「旅行代金の〇%」と書いてあるでしょうから、お客様も誤

解しないでしよう。

問題は(ハ)の場合です。旅行業者が助成金を代理受領するとの考え方ですので、旅行代金とお客様が旅行者へ支払う実額が一致しません。例えば、旅行代金が5万円、助成額がその20%ならば、「旅行代金5万円、助成金1万円、お客様支払実額4万円」となり、広告には「旅行代金5万円、助成金1万円」(その他詳しい表記方は自治体等の取扱要領による)と記載します。

一方、取消料は旅行代金に対して計算しますから、旅行代金である5万円に対して計算することは明白なのですが、旅行者は自ら支払ったお金が4万円であることから、取消料を4万円に対して計算すると勘違いし「不当に高い取消料を請求された」と誤解することがあります。

助成金は、その趣旨から、旅行に参加した場合に助成されるもので、取消料は助成の対象ではないことがほとんどです。こうしたトラブルを避けるためにパンフレット等には、①旅行代金を明確にすること、②旅行参加者に自治体等から助成金が支給されることとその金額を明記すること、③助成金は旅行代金の一部として、直接、旅行業者に支払われること、④取り消した場合の取消料は旅行代金に対して計算すること、等を記載することが重要になります。なお、②であたかも旅行者が値引きしているような表示をすると不当表示となる恐れがありますので、ご注意ください。

助成制度を使わない手はありませんが、各自治体等の取扱要領を良く読んで、助成対象が何(誰)であるか正しく見極め、上手に活用していきたいものです。

(杉原)